

2022年3月14日

学校法人 日本大学理事長  
加藤 直人 殿

日本大学教職員組合  
執行委員長 鈴木 功眞

「日本大学元理事による背任事件および日本大学元理事長による脱税事件」  
に関する団体交渉申し入れ書（補足説明）

日本大学教職員組合（以下「組合」という）が1月27日付文書で要求した団体交渉に対する回答を、2022年2月7日付本田和也常務理事（人事担当）名文書（以下、7日付文書という）にて受け取りました。しかし、その回答内容は承服しがたく、組合は団体交渉を重ねて要求します。

7日付文書では、団体交渉を拒否する理由として、「義務的団交事項に該当せず」、「現時点での協議の必要性がない」をあげています。また、教職員の労働条件悪化回避方策についても、協議事項の具体化と趣旨の明示を組合に求め、団体交渉の即時開催を事実上拒否しています。しかし、これらの回答内容は、後述する日本大学が晒された周知の事実を照らせば直ちに気付くべき組合要求の趣旨を理解しようとし、不誠実な対応であると言わざるを得ません。

周知の通り、日本大学は、元理事長および元理事の逮捕とこれに対する法人の対応が不適切であったという理由で、文部科学省より2021年度の私立大学経常費補助金の全額不交付の決定を受けました。しかも、この文部科学省の措置は、2021年度のみに限らず、今後5年間にわたる同補助金の不交付または減額措置が続くため、日本大学における収入の大幅な減少が見込まれ、この事実が多く数の教職員に労働条件の悪化を招来するのではないかと不安を惹起するものです。このことは、これまで法人が財務状況を理由として行ってきた、ベースアップの拒絶はもちろんのこと、定年延長停止などの教職員の労働条件の不利益変更をふくむ、様々な労働条件悪化をもたらす諸施策を強行した事実をふまれば当然であると言えます。一部には既に、2022年度予算の見直しの開始、派遣労働者契約の更新停止の動き、教育関連設備の実施計画を後ろ倒しの決定など、労働環境の変化をもたらす教職員の労働時間や休日にも直接影響を及ぼす可能性が十分想定できる状況が進展しつつあり、否が応でも教職員の不安を増大させる状況が進展しつつあります。

このような状況をふまれば、教職員が安心して働ける労働環境の確保を重要な活動の一つとしている組合が、一連の問題に対する法人側の対応が上記のよう

な教職員の労働条件に影響を及ぼさないかどうか、または影響を及ぼさないようにいかなる方策をとるのかについて、法人に丁寧な説明をもとめる団交を要求することは当然であり、このような教職員の労働条件、労働環境に関わる事項は義務的団交事項に該当するのであって、教職員の労働環境に責任を負う法人側は団交に応じるべきです。

加えて、文部科学省は、12月17日付指導文書において、当該事件に関しては学生・保護者・教職員・卒業生等に対して、納得が得られる丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めるよう求めています。これに対して加藤直人理事長も、文部科学省に対する1月11日の回答文書で、「調査の進捗状況及び本法人の対応状況並びに法人の決定事項等について」、「学生・保護者・教職員・卒業生に対しては、納得が得られる丁寧な説明を行い、不安の払拭に努めてまいります」と述べています。こうしたことや日本大学再生会議を設け、民主的で透明性の確保された運営を取り戻すことを志向している以上、前述1月17日付組合提出文書記載の1～4に関する団交要求に対して法人が応じることは当然のことです。

以上を踏まえて、組合は下記の通りあらためて団体交渉の実施を強く求めます。  
3月17日（木）までに書記長の村上まで文書による回答を求めます。

## 記

- ① 開催日時（候補日）

第1希望	2022年3月22日（火）	18時より
第2希望	2022年3月23日（水）	18時より
第3希望	2022年3月29日（火）	18時より

・または、大学側の都合の良い日をご提示下さい。
  
- ② 議題 2022年1月27日付「団体交渉申し入れ書」に記載した下記の事項
  1. 事件への対応状況、文部科学省からの指導に対する回答の概要の説明を求めます。
  2. 日本大学再生会議ならびに調査のための第三者委員会の構成について説明を求めます。
  3. 学生に対する不利益変更ならびに教職員の労働条件の悪化を回避する方策について具体的に説明を求めます。
  4. その他
  
- ③ 開催方法 対面、オンラインのいずれでも構いません。

以上